

○砺波市市内企業等出展助成事業補助金交付要綱

平成22年4月1日

告示第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、砺波市内の事業者及び商工団体等が、新事業の創出及び事業者間の相互交流を図るために開催される展示会、商談会等に出展・参加する場合に助成を行う砺波市市内企業等出展助成事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、砺波市補助金等交付規則（平成16年砺波市規則第31号）第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の当該各号に定めるところによる。

- (1) 展示会 事業者等が一堂に会して商品の展示、経営内容の紹介等の情報発信を行うものをいう。
- (2) 商談会 新たな販路開拓を目的とした商談を行うものをいう。
- (3) 金融機関 砺波市内に本支店を有する銀行、信用金庫、信用組合並びにとなみ野農業協同組合の本店及び支店をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 砺波市内に住所又は主たる事業所（事務所、工場、その他これに類するものをいう。）を有する事業者
- (2) 砺波市内に事務所を有する商工会議所、商工会、観光協会又はこれに類する団体のうち市長が認めたもの。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付は1年度につき1回限りとし、その対象経費及び補助額は前条各号の区分に応じ次のとおりとする。

補助金の交付対象者の区分	対象経費	補助額
第3条第1号に該当するもの	国、都道府県及び金融機関等が主開催する展示会、商談会等の出展小間料	対象経費の3分の1の額とし、5万円を限度とする。（その額に100円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。）
第3条第2号に該当するもの	国、都道府県及び金融機関等が主開催する展示会、商談	対象経費の額とし、10万円を限度とする。

会等の出展、参加に要する経費

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、砺波市市内企業等出展助成事業補助金交付申請書(兼請求書)(様式第1号)に次の各号に掲げる資料を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 展示会、商談会等の出展要綱の写し
- (2) 展示会、商談会等の出展申込書又は出展許可証の写し
- (3) 展示会、商談会等の出展小間料の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、砺波市市内企業等出展助成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付決定をしたときは速やかに補助金を交付する。

(補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。